

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導について

1. 当院は、一宮市長指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業者番号 第 2372205381 号）

2. 居宅療養管理指導等の目的

在宅で療養を行う介護保険利用の患者様・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行い、ケアマネージャーが作成するケアプランに必要な情報の提供を行います。

3. 実施時間

月、火、木、金の午後 1 時～4 時（通常の場合、訪問診療や往診時に行います。）
ただし、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除きます。

4. 実施場所

通常の事業実施地域は一宮市です。

5. 利用料等

●介護保険の利用料（窓口負担）

1 回につき・月に 2 回まで

	単一建物居住者数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
医師による居宅療養管理指導費（Ⅰ） ※在宅時医学総合管理料等を 算定しない場合	1 人	515 円	1,030 円	1,545 円
	2～9 人	487 円	974 円	1,461 円
	10 人以上	446 円	892 円	1,338 円
医師による居宅療養管理指導費（Ⅱ） ※在宅時医学総合管理料等を 算定する場合	1 人	299 円	598 円	897 円
	2～9 人	287 円	574 円	861 円
	10 人以上	260 円	520 円	780 円

1 回につき・月に 2 回まで

	単一建物居住者数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
管理栄養士による居宅療養管理指導費（Ⅰ）	1 人	545 円	1,090 円	1,635 円
	2～9 人	487 円	974 円	1,461 円
	10 人以上	444 円	888 円	1,332 円

●その他の費用

- ① 訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療のに関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。
- ②当事業所では、患者様のご負担をできるだけ減らすべく、居宅療養管理指導等を実施した場合の交通費をいただいております。

6. 事業所の職員体制

医師 1 名 以上 管理栄養士 1 名以上

7. 秘密保持

居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を洩らしません。ただし、ケアプランを作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。この情報については、患者様、家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。

8. 相談・苦情処理

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも担当者にご相談ください。また公的機関の苦情窓口は以下の通りです。

一宮市役所 介護保険課 介護保険グループ : 0586-85-7017
国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室 : 052-971-4165

9. 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及びとった措置については記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10. サービス提供の記録

文書等により指導または助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

11. 第三者評価の実施状況

なし。

医療法人 清流会 五藤医院 電話番号 : 0586-87-7800
対応時間 午前 9 : 00 ~ 午後 12 : 00 午後 4 : 00 ~ 7 : 00